

令和 5 年度 文京区障害者地域自立支援協議会  
第 1 回相談・地域生活支援専門部会 次第

日時 令和 5 年 7 月 24 日（月）午後 1 時 3 0 分から  
文京シビックセンター3 階 障害者会館 AB

- 1 開会挨拶 文京区障害者自立支援協議会 副会長 志村健一氏より
- 2 部会長及び副部会長の互選 【資料第 1 号、第 2 号】
- 3 議題
  - (1) 令和 5 年度自立支援協議会について 【資料第 3 号】
  - (2) 暮らしをサポートする仕組みについて 【資料第 4 号-1、第 4 号-2】
  - (3) 支援を円滑に引き継いでいく方法について 【資料第 5 号-1、第 5 号-2】
  - (4) 令和 5 年度の優先的取組みについて
- 4 その他 次回日程等

【配付資料】

- 【資料第 1 号】 委員名簿
- 【資料第 2 号】 文京区障害者地域自立支援協議会要綱
- 【資料第 3 号】 令和 5 年度文京区障害者地域自立支援協議会について
- 【資料第 4 号-1】 相談支援・地域生活支援 専門部会への情報提供
- 【資料第 4 号-2】 グループワークシート
- 【資料第 5 号-1】 支援を円滑に引き継いでいく方法についての論点整理
- 【資料第 5 号-2】 基本情報に関する様式について

令和5年度 文京区障害者地域自立支援協議会  
相談・地域生活支援専門部会委員名簿

役職	氏名	グループ	司会進行	発表	所属等
副会長	志村 健一				東洋大学福祉社会デザイン学部 教授
	樋口 勝				本富士生活あんしん拠点 管理者
	高田 俊太郎	3			文京地域生活支援センターあかり 施設長
	関根 義雄	2			スタジオIL文京 理事
	本加 美智代	3			ヘルパーステーションケアワーク東京 介護課長
	阿部 智子	4			訪問看護ステーションけせら 統括所長
	井口 勝男	4			文京槐の会あくせす 主任支援員
	安達 勇二	1	○		障害者基幹相談支援センター 所長
	夏堀 龍暢	2			祐ホームクリニック吾妻橋 医師
	松尾 裕子	1			地域活動支援センターエナジーハウス 所長
	中川 穰	2			リアン文京 課長
	岩井 佳子	4			高齢者あんしん相談センター富坂 センター長
	浦田 愛	1			文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係長
	吉野 文江	1			文京区民生委員・児童委員協議会 駒込地区副会長
	佐古 陽子	3			文京区民生委員・児童委員協議会 大塚地区副会長
区委員	福田 洋司	1		●	障害福祉課身体障害者支援係長
区委員	荒井 早紀	2		●	障害福祉課知的障害者支援係長
区委員	佐藤 祐司	3		●	予防対策課精神保健係長
区委員	加藤 たか子	4		●	保健サービスセンター保健指導係長

事務局	菊池 景子	2	○		文京区障害者基幹相談支援センター
	關 亮太	3	○		
	田平 政彦	4	○		
	渋谷 尚希				障害福祉課障害福祉係
	小松 幸博				
	杉山 あかり				

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号	平成20年2月18日	区長決定
19文福障第2191号	平成20年3月31日	一部改正
23文福障第2692号	平成24年3月30日	一部改正
24文福障第688号	平成24年6月01日	一部改正
24文福障第2127号	平成25年1月24日	一部改正
26文福障第3145号	平成27年3月30日	一部改正
27文福障第2238号	平成28年2月01日	一部改正
30文福障第2657号	平成31年3月15日	一部改正
2019文福障第2982号	令和2年3月18日	一部改正
2020文福障第2045号	令和2年12月18日	一部改正
2021文福障第2084号	令和3年12月17日	一部改正
2022文福障第2006号	令和4年12月2日	一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。  
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
  - (1) 相談・地域生活支援専門部会
  - (2) 就労支援専門部会
  - (3) 権利擁護専門部会
  - (4) 障害当事者部会
  - (5) 子ども支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下の項において同じ。）は、必要に応じて、部会の検討内容に関連するワーキンググループ等を開催することができる。
- 7 第2項各号に規定する部会の部会員は、部会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 9 部会は、部会長又は第12項各号に規定する機関等が招集する。
- 10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
  - (1) 相談・地域生活支援専門部会  
文京区障害者基幹相談支援センター及び福祉部障害福祉課
  - (2) 就労支援専門部会  
文京区障害者就労支援センター
  - (3) 権利擁護専門部会

文京区社会福祉協議会権利擁護センター

(4) 障害当事者部会

文京区基幹相談支援センター

(5) 子ども支援専門部会

福祉部障害福祉課

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(運営会議)

第8条 会長は、協議会のあり方、部会の再編及び課題整理等について検討する運営会議を開催することができる。

2 運営会議は、会長、副会長、部会長及び第7条第12項各号に規定する機関等をもって構成する。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	障害当事者団体	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
事業者関係	区内障害福祉サービス事業者等	7名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

令和5年度

# 文京区障害者地域自立支援協議会について

(以下、親会資料より)

- 自立支援協議会概要
- 令和5年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図
- 令和5年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール
- 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等
- 令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会各専門部会の検討事項について

# 文京区障害者地域自立支援協議会について

## 1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

## 2 設置時期

平成20年3月

## 3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

## 4 会議運用

### (1) 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

### (2) 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

### (3) 会議記録の取扱い

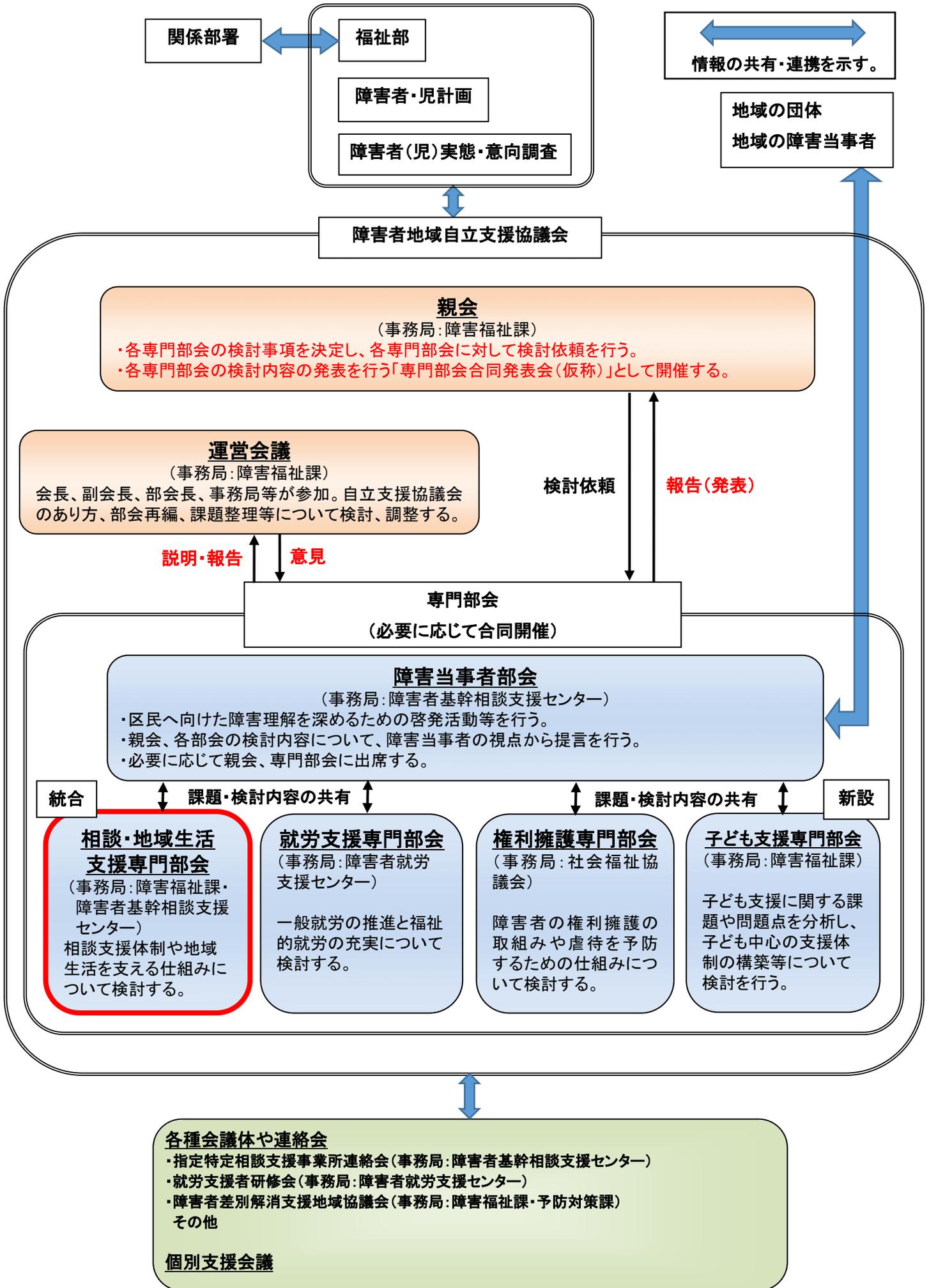
- ・ 障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
- ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
- ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

### (4) 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

# 令和5年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図



しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい  
**障害者地域自立支援協議会**

おやか  
**親会**  
かくせんもんぶかい けんとうじこう けつてい かくせんもんぶかい たい けんとういらい おこな  
・各専門部会の検討事項を決定し、各専門部会に対して検討依頼を行う。  
かくせんもんぶかい けんとうないよう はっぴよう おこな **せんもんぶかいごうどうはっぴようかい かしよう** かいさい  
・各専門部会の検討内容の発表を行う「**専門部会合同発表会（仮称）**」として開催する。

うんえいかいぎ  
**運営会議**

ほうこく せつめい  
報告・説明

けんとういらい  
検討依頼

せんもんぶかい  
**専門部会**

ほうこく はっぴよう  
報告（発表）

しょうがいたうじしゃぶかい  
**障害当事者部会**  
じむきよく しょうがいしゃきかんそうだん  
(事務局:障害者基幹相談支援センター)  
くみん む しょうがいりかい ふか けいはつかつどうとう おこな  
・区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動等を行う。  
おやか かくぶかい けんとうないよう しょうがいたうじしゃ してん ていげん おこな  
・親会、各部会の検討内容について、障害当事者の視点から提言を行う。  
ひつよう おう おやか せんもんぶかいしゅっせき  
・必要に応じて親会、専門部会に出席する。

そうだん ちいきせいかつ  
**相談・地域生活**  
しえんせんもんぶかい  
**支援専門部会**

しゅうろうしえん  
**就労支援**  
せんもんぶかい  
**専門部会**

けんりようご  
**権利擁護**  
せんもんぶかい  
**専門部会**

こ しえん  
**子ども支援**  
せんもんぶかい  
**専門部会**

かだい けんとうないよう きょうゆう  
課題・検討内容の共有

ちいき だんたい  
**地域の団体**  
ちいき しょうがいたうじしゃ  
**地域の障害当事者**

じょうほう きょうゆう れんけい  
情報の共有・連携

組織図より一部抜粋

# 令和5年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自立支援協議会 (親会)			第1回	第2回自立支援協議会(親会)は、地域の住民・障害当事者等へ向け各専門部会の検討内容の発表を行う「専門部会合同発表会(仮称)」として開催する。								第2回 (発表会)	
運営会議							第1回					第2回	
障害当事者部会			検討依頼	第1回		第2回	説明 意見	説明・報告 意見		第3回	説明 意見	説明・報告 意見	発表
<b>専門部会</b>													
相談・地域生活支援専門部会				第1回					第2回			第3回	
就労支援専門部会				第1回					第2回			第3回	
権利擁護専門部会				第1回					第2回			第3回	
子ども支援専門部会			第1回				第2回		第3回			第4回	

## 第1回～第3回各専門部会



従来の通り、協議会が指定する  
事項について、分野別に検討する

## 第2回親会 専門部会合同発表会（仮称）



地域の住民・障害当事者等へ  
向けて各専門部会の検討内容の  
発表を行う

# 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
親会	委員委嘱(2年任期)	委員委嘱(1年任期)	委員委嘱(3年任期)
	専門部会からの報告に対する協議		運営会議で優先事項として決定された、専門部会からの報告に対する協議
		前期障害者・児計画事業実績の評価	
相談支援専門部会	相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討		
	指定特定相談支援事業所の聞取調査報告 コロナ禍での相談支援の意見交換	課題整理、子ども支援の部会設立提言	優先協議課題の議論 (地域生活支援専門部会と合同開催)
		前期障害者・児計画事業実績の評価	
就労支援専門部会	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
	障害者就労支援ハンドブックの作成		障害者就労支援ハンドブック活用についての検討
			短時間雇用アンケートの実施
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
	成年後見制度の課題整理等	障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (障害当事者部会と合同開催)	権利擁護支援連携協議会との連携 についての議論
		前期障害者・児計画事業実績の評価	権利擁護に関するパンフレットの検討
障害当事者部会	区民へ向けた障害理解を深めるための 啓発活動の実施	障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (権利擁護専門部会と合同開催)	相談支援専門部会、地域生活支援専門 部会から優先協議課題の説明、意見交換
	民生・児童委員協議会との交流会の検討、今後の活動目的や方向性の検討		民生・児童委員協議会との交流会
地域生活支援専門部会	駒込地区の地域課題への対応の検討	本富士地区、駒込地区及び富坂地区 の地域課題への対応の検討	優先協議課題の議論 (相談支援専門部会と合同開催)

# 令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会

## 各専門部会の検討事項について

令和5年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会（親会）へ検討の進捗状況等を報告する。

また、各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

### 記

#### 1 相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。

#### 2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

短時間雇用の周知啓発及び地域の先行事例について検討する。

#### 3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

権利擁護制度の利用促進及び関係機関との連携について検討する。

#### 4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

#### 5 子ども支援専門部会

子ども支援に関する課題や問題点を分析し、ライフステージに応じた切れ目ない「子ども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

子ども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による相互理解・連携の促進を図り、子どもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の課題について検討を行う。

## 相談支援・地域生活支援 専門部会への情報提供

1

## 国連勧告について

- 2022年9月国連障害者の権利に関する委員会から日本の包括的報告に対する総括所見（Concluding observation of the initial report of Japan）
- ポイント
  - 地域移行（知的障がいのある人の施設入所から）
  - 精神科病院の入院の見直し
  - インクルーシブ教育

2

## 社会福祉法改正と包括的重層的支援体制

- 2017社会福祉法改正 包括的支援体制の整備（努力義務）
- 2020社会福祉法改正 重層的支援体制整備事業（任意事業）
- 断らない相談支援
- 参加支援
- 地域づくりに向けた支援
- 伴走型支援
- 多職種による連携、多機関協働→基幹相談支援センター
- 既存の会議体の有効活用→自立支援協議会

3

## 地域生活支援拠点

- 障がいのある人たちの相談
  - これまで→障がい福祉課
  - 現在→相談支援事業所、基幹相談支援センター
  - これから→地域生活支援拠点（より身近かな地域で住民と共に）
- 障がいのある人の重度化、高齢化、地域移行に対応する。緊急事態への対応を図る。
  - 相談
  - 緊急時の受け入れ・対応
  - 体験の機会・場
  - 専門的人材の確保・養成
  - 地域の体制づくり

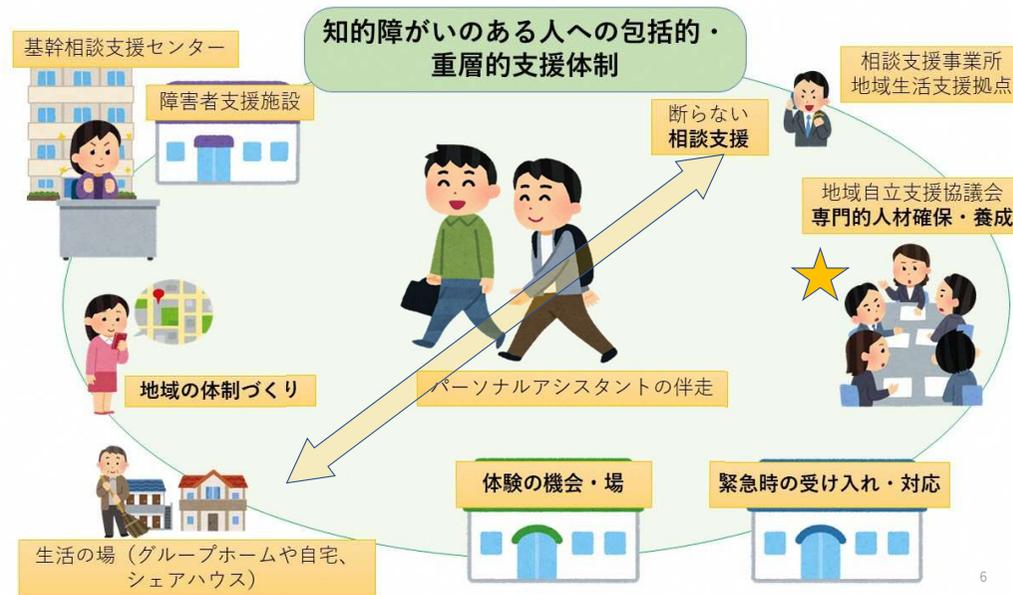
下線は文京区のおんしん拠点が担う。  
専門的人材の確保・養成は自立支援協  
議会の役割でもある。

4

## 国連勧告に文京区として応えるために

- 計画的にグループホームが増やせますか？
  - ?
  - 新たな生活の場を考えていますか？
  - ?
  - → (国連勧告も指摘する) 予算の転換を図る。
- 地域生活支援拠点の機能で地域移行が進みますか？
  - ?
  - → 予算の転換先として (国連勧告に含まれる) パーソナルアシスタンス制度を文京区として考える。

5



6

## グループワークシート

◆暮らしをサポートする仕組みについて

- ①話題提供（志村氏）
- ②グループワーク（25分）
- ③共有（1グループ2分ずつ発表）

◆感想

◆暮らしをサポートする仕組みについての意見、アイデア

## 支援を円滑に引き継いでいく方法についての論点整理

文京区障害者地域自立支援協議会 令和4年度 第3回障害当事者部会 委員意見抜粋

●以下の質問について各委員から発表

① 支援者から支援者へと引き継がれる、あなたのことが一目で分かる経歴書のようなツールがあったら使ってみたいと思いますか。

- ・とても良い。是非ほしいし、使いたい。
- ・何をどこに相談して良いか一緒に考えて、相談場所に同行してくれる人もいたら良い。  
(添付資料：当事者意見イメージ参照)
- ・支援者同士連携が取れて相談しやすくなるので、使ってみたい。
- ・ツールは分かりやすくコンパクトなものが良い。お薬手帳のようなもの。
- ・自分の昔のことが分かってもらえるので使いたい。
- ・障害問わず誰が見ても分かりやすい物であれば使いたい。

② もしも一人暮らしをするならどんな支援があると心強いですか。またはどんな支援があれば住まい探しをしたいと思いますか。

- ・同行者や引継ぎシステムや訪問してくれる人、気軽に相談できる人、お茶のみ友達等、対等に扱ってくれる人が支援してくれると心強いと思う。
- ・利用費や家賃補助があると一人暮らししやすいと思う。
- ・自分のことを理解して、時に背中を押してくれたり、時に止めてくれたりする人がいると心強い
- ・料理と掃除を手伝ってくれる人がいると心強い
- ・重い物を持ってくれる人がいると助かる。
- ・一人暮らしは寂しいしつまらないので今は考えていない
- ・生活全般支援してくれる人がいると心強い
- ・実際家を探す時に不動産屋さんや大家さんとのやり取りを手伝ってくれる人がほしい
- ・料理してくれる人やお弁当を頼めるシステムがあると心強い
- ・体調が悪くなった時に病院に繋いでくれる人がいると安心
- ・電話が苦手なので電話対応を手伝ってくれる人がいると心強い
- ・買い物へ行った時に重い物を持ってくれる人がいると良い

## 【支援者が引き継げるツール作成】

これまでの振り返りと今後の協議：前年度、作成していくことの合意を得ているが、どの場面でどのような目的で誰が使っていくかについて、イメージの共有が不十分である。これまで出された意見をふまえて細かいところを詰めていく協議が必要。

### ●前年度(相談・地域)合同部会開催時委員より挙げた意見、課題提起抜粋

#### <利用目的・活用シーン>

- ・小学校に上がる時等、進学時・全年齢を通して長期的に・初対面で会った人にすぐ渡せるか

#### <作成者>

- ・本人・親族・支援者

#### <内容・記入項目>

- ・ソーシャル面・家族状況・生活の様子・本人がどのように生きていきたいか・医療モデル的にならぬよう注意が必要・重度障害がある方の意思を考慮する・サービス等利用計画を参考にする・変更点をいつどこで誰が更新するか

#### <プライバシー管理>

- ・本人の同意を得る・同意が得られなかった場合、記述の工夫要

#### <ツールの形式・方法>

- ・手書き保存や共有の難しさ・オンラインやクラウド・リアルタイム更新が可能なもの

#### <ツールの限界の理解・視点>

- ・(書類のやり取りだけではなく)支援者の引継ぎを濃くしていく・ケース会議などを通して支援者同士の連携を深める・単なる情報の受け渡しとならぬよう配慮が必要

#### <参考資料>

- ・ふみの輪・葛飾区「連携ファイル」・秋田県物語 MCS(本人中心)

## 【障害福祉サービスから介護保険サービス移行のマニュアル作成】

これまでの振り返りと今後の協議：前年度、賛否両論があり作成するかしないか結論が出せずに終了。すぐに結論が出せる状況ではないため、今後時間をかけて振り返りと論点整理をしつつ、(今年度いっぱいくらいをかけて)最終的に作成するかしないかの方向性を決めていく協議が必要。

### ●前年度合同部会委員より意見、課題提起

#### <賛成意見>

- ・高齢・障害両分野がお互いの事情を知る機会となる。困難ケースの共有をしながら一緒に取り組めたらよい。
- ・障害福祉サービス利用者が65歳を迎え、介護保険制度の仕組みを訊かれることもあるため、変化や違いが一目でわかるようなものがほしい。
- ・支援者の介護保険制度への理解不足や、高齢分野の支援者が障害福祉制度を知らないことにより、適切な説明ができず当事者を不安にさせてしまうことがあるため、支援者が使えるマニュアルを作成するのはどうか。当事者にオープンにするか、支援者向け基本マニュアルか、他自治体の活用法を調査した上で検討したい。
- ・障害福祉・介護保険サービス、それぞれの制度で利用できるもの、できないものを表にして明確にする必要がある。

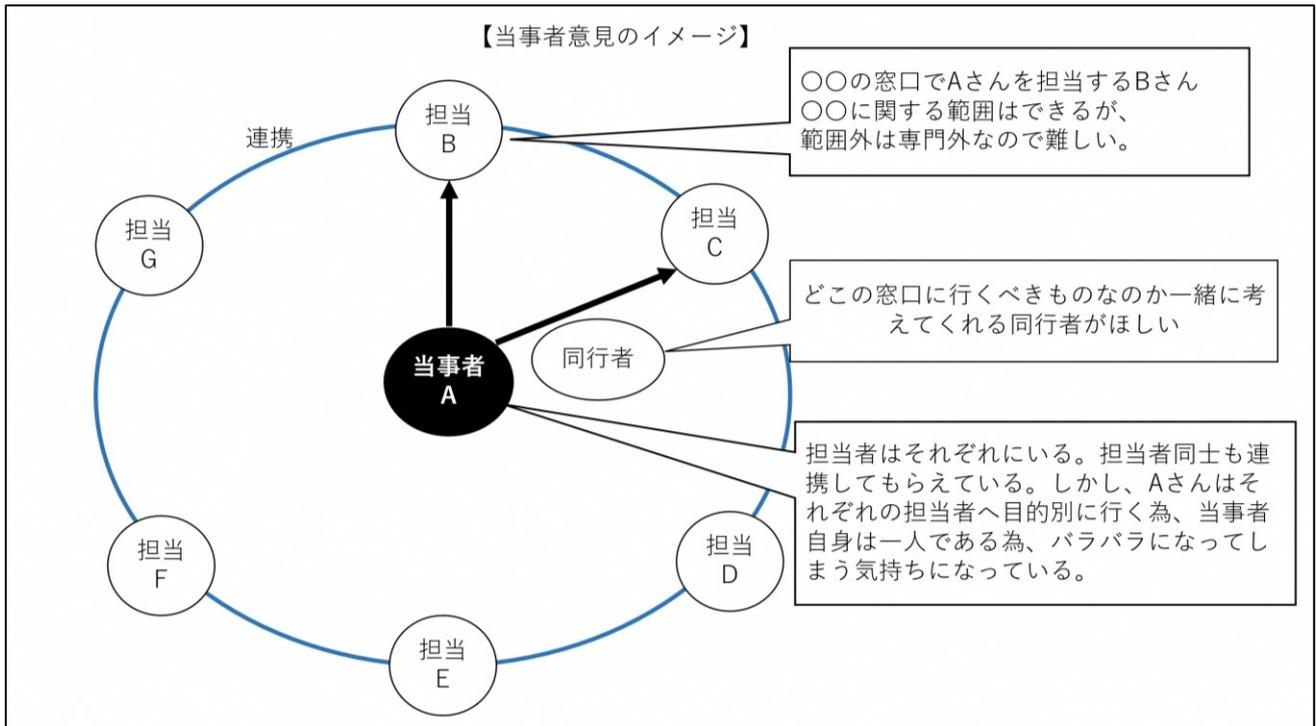
#### <反対意見>

- ・65歳以上で介護保険サービスを利用している方がサービス不足で障害者手帳を取得して障害福祉サービスを利用したいという相談が非常に増加。個別の状況から自治体判断となるため、一律の案内や事細かにマニュアル化することは難しい。(※個別性が高い方への対応への懸念。支援者は内情を知っておくべきではないか。)
- ・制度のお知らせはすべきだが、高齢者が障害福祉サービスも利用できると認識して、相談の結果使えないとなるのであれば作成しないほうがよい。(※過度な期待や誤解を生まない配慮が必要。)
- ・障害福祉サービスを利用している方が介護保険サービスに切り替わる時には簡単なマニュアルがあり、丁寧に説明しサービスが途切れないように対応している。
- ・マニュアル作成よりも、ケアマネージャーと相談支援専門員がお互いの事情を知るために定期的に勉強会を設けられると良い。

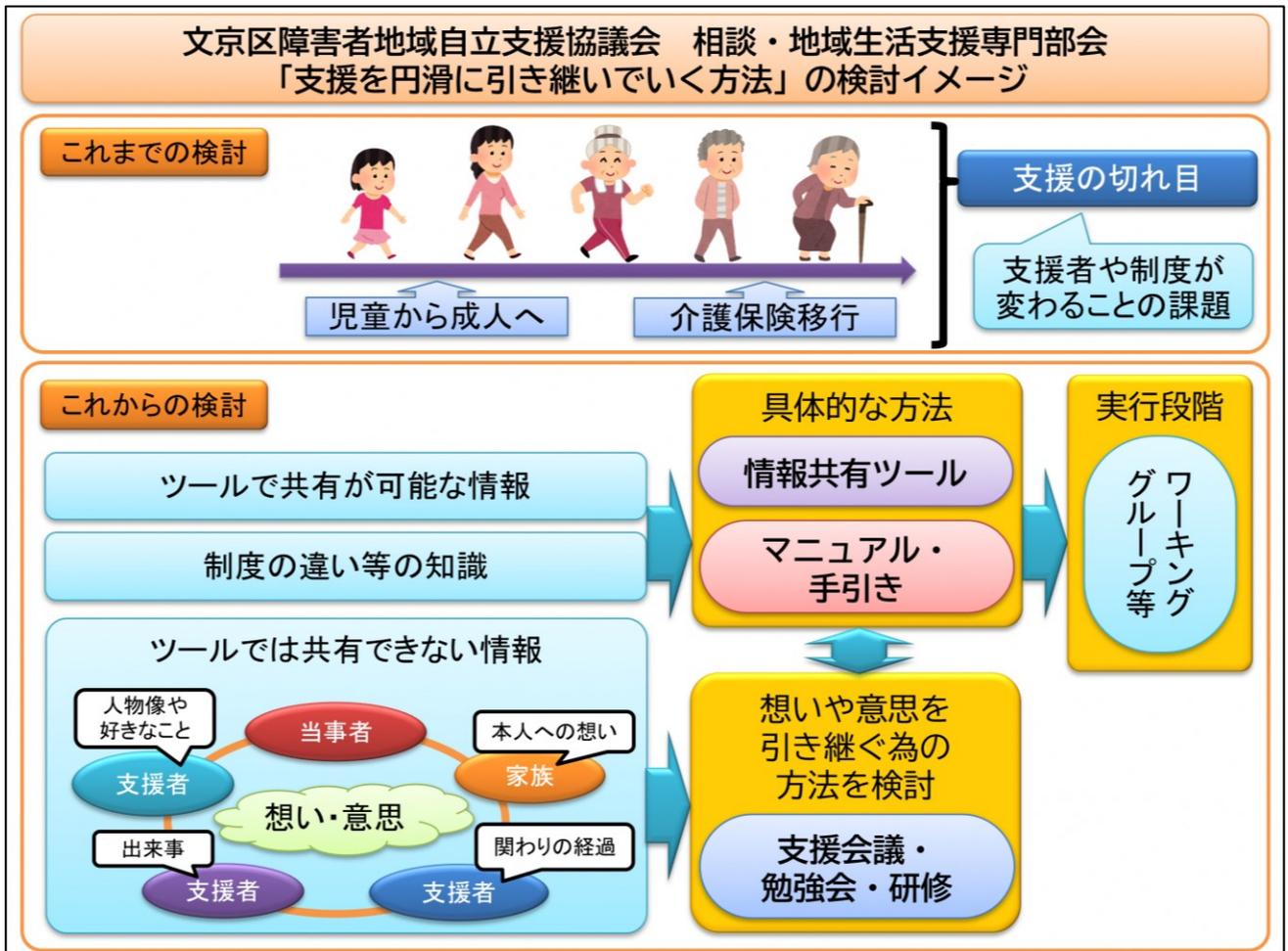
#### <その他>

- ・協議会では、制度の不備を明らかにして、改正に向けて訴えていく動きを検討する必要がある。その上で勉強会をすることは大事である。(課題：障害福祉サービスは非課税の方は自己負担無し。介護保険サービスでは1割負担が発生。)
- ・障害福祉サービスから介護保険サービス引継ぎ移行期間に計画相談とケアプランを一定期間併給することもある。

<添付資料>



令和4年度第3回文京区障害者地域自立支援協議会親会



## 基本情報に関する様式について

## ◆サービス等利用計画における基本情報（申請者の状況）について

Q	申請者の現状（アセスメント用紙）について、最低限必定な情報は何か。
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要（支援経過・現状と課題等）</li> <li>・利用者の状況（家族構成・社会関係図・生活歴・本人の主訴・家族の主訴）</li> <li>・支援の状況（公的支援・その他の支援）</li> </ul>
根拠	サービス等利用計画作成サポートブック(H25.5/改訂第2版)

文京区指定特定相談支援事業所連絡会 文京区指定特定相談支援 Q&A集より

## ◆資料情報

- ① 厚生労働省HPより サービス等利用計画案 申請者の現状（基本情報）（例）
- ② 文京区指定特定相談支援事業所連絡会より 基本情報  
（上記の回答を根拠としているアセスメント様式）
- ③ 厚生労働省HPより ケアプラン 利用者基本情報（例）

※参照しやすいように各シートにおける上記の回答における該当項目に○を付けている。

申請者の現状(基本情報)(例)

作成日		相談支援事業者名		計画作成担当者	
-----	--	----------	--	---------	--

1. 概要(支援経過・現状と課題等)

--

2. 利用者の状況

氏名	様	生年月日		年齢	
住所	[ 持家・借家・グループケアホーム・入所施設・医療機関・その他( ) ]			電話番号	
				FAX番号	
障害または疾患名		障害支援区分		性別	
<p>家族構成 ※年齢、職業、主たる介護者等を記入</p>			<p>社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割)</p>		
<p>生活歴 ※受診歴等含む</p>			<p>医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等</p>		
<p>本人の主訴(意向・希望)</p>			<p>家族の主訴(意向・希望)</p>		

3. 支援の状況

	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援(障害福祉サービス、介護保険等)					
その他の支援					



受付日			見学日			登録日			記録者			
基本情報	フリガナ				性別	生年月日				0	歳	
	氏名				電話			FAX				
	住所	〒				建物名			住居形態			
	手帳			自立			年金			生保	担当者	
	病名				既往歴							
	処方内容等											
家族状況	家族構成			氏名		続柄	連絡先・役割・その他					
緊急時連絡先	フリガナ				続柄	住所						
	氏名					電話			FAX			
関係機関			機関名		担当	連絡先		役割・その他				
	医療機関											
	主な相談先											
	保健師											
	通所先											
入院先等												
利用サービス	サービス名	事業所名			担当	連絡先		内容・役割・その他				
相談経過												
生活歴												

通院歴・病歴	治療経過

社会関係図		私の希望(今後このように暮らしたい)
	インフォーマル	フォーマル
かたちのある資源	私	家族の希望(今後このように暮らしてほしい)
かたちのない資源		

習慣・様子等 (現状・課題 可能性を踏まえて記入)									
飲酒		喫煙		宗教		外出			
家事						身なり		表情	
生活習慣						睡眠			
入浴				服薬				金銭	
好きな事									
苦手な事									
対人関係									

その他・備考

(厚労省 HP より) 別添資料 1-2 利用者基本情報 (例)

計画作成者氏名: \_\_\_\_\_

《基本情報》

相談日	年 月 日 ( )	来所 ・ 電話 その他 ( )	初回 再来 (前 / )
把握経路	1. 介護予防検診 2. 本人からの相談 3. 家族からの相談 4. 非該当 5. 新予防からの移行 6. 関係者 7. その他 ( )		
本人の状況	在宅・入院又は入所中 ( )		
フリガナ 本人氏名	男・女	M・T・S	年 月 日生 ( ) 歳
住所	TEL		( )
	FAX		( )
日常生活 自立度	障害高齢者の日常生活自立度	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2	
	認知症高齢者の日常生活自立度	自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M	
認定情報	非該当・要支援1・要支援2 認定期限: 年 月 日 ~ 年 月 日 (前回の介護度 )		
障害等認定	身障 ( )・療養 ( )・精神 ( )・難病 ( )・その他 ( )		
本人の 住居環境	自宅・借家・一戸建て・集合住宅・自室 ( 有 階・無 )・住居改修 ( 有 ・ 無 ) 浴室 ( 有 ・ 無 ) 便所 ( 洋式 ・ 和式 ) 段差の問題 ( 有 ・ 無 ) 床材、じゅうたんの状況 ( ) 照明の状況 ( ) 履物の状況 ( )		
経済状況	国民年金・厚生年金・障害年金・生活保護・その他 ( )		
来所者 (相談者)	続柄	家族構成	◎=本人、○=女性、□=男性 ●■=死亡、☆=キーパーソン 主介護者に「主」 副介護者に「副」 (同居家族等○で囲む)
住所			
緊急 連絡先	氏名	続柄	住所・連絡先
			日中独居 ( 有 ・ 無 ) 家族関係等の状況

## 利用者基本情報

### 《介護予防に関する事項》

今までの生活				
現在の生活状況 (どんな暮らしを送っているか)	1日の生活・過ごし方		趣味・楽しみ・特技	
	時間	本人	介護者・家族	
			友人・地域との関係	

### 《現病歴・既往歴と経過》(新しいものから書く・現在の状況に関連するものは必ず書く)

年月日	病名	医療機関・医師名 (主治医・意見作成者に☆)		経過	治療中の場合は内容
			TEL	治療中 経観中	
			TEL	治療中 経観中	
			TEL	治療中 経観中	
			TEL	治療中 経観中	

### 《現在利用しているサービス》

公的サービス	非公的サービス

地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医の意見書と同様に、利用者基本情報、アセスメントシートを、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 氏名 \_\_\_\_\_ 印